

警 察 本 部
警 察 学 校
各 警 察 署

青森県警察鑑識鑑定官指定制度実施規程を次のように定める。

平成13年12月26日

青森県警察本部長 田 端 智 明

青森県警察鑑識鑑定官指定制度実施規程

(目的)

第1条 この規程は、青森県警察において指掌紋、足こん跡若しくは写真の鑑定又は交通事故解析(以下「鑑定等」という。)を行う職員を鑑識鑑定官として指定し運用することにより、職員の自覚と責任感の高揚を図り、もって鑑定等の技能向上及び密な業務の推進に資することを目的とする。

(鑑識鑑定官の種別)

第2条 鑑識鑑定官は、主任鑑定官及び鑑定官とする。

(鑑識鑑定官の任務)

第3条 鑑識鑑定官は、刑事部鑑識課長又は交通部交通指導課長(以下「担当課長」という。)の命を受け、次に掲げる任務に当たるものとする。

- (1) 鑑定等を行い、その鑑定書又は報告書を作成すること。
- (2) 前号の鑑定等に関し、公判での対応を行うこと。
- (3) 鑑定等に係る知識及び技術の向上及び研究並びに後継者の育成に努めること。

(鑑識鑑定官の指定等)

第4条 鑑識鑑定官の指定は、担当課長の推薦に基づき、警察本部長(以下「本部長」という。)がその種別ごとに行うものとする。

2 前項の推薦は、担当課長が、刑事部鑑識課で指掌紋、足こん跡若しくは写真の鑑定業務に従事する職員又は交通部交通指導課で交通事故解析業務に従事する職員の

うち、次に掲げる鑑識鑑定官の種別に応じた選考基準を満たす者を適任者としてそれぞれ自所属から選考し、鑑識鑑定官推薦書（別記様式第1号）により本部長に推薦するものとする。

(1) 主任鑑定官の選考基準

鑑定官として業務の従事期間が通算して15年に達している者で、かつ、警察庁科学警察研究所法科学研修所の鑑定技術専攻科又はこれと同等と担当課長が認める専科等を修了し、高度な鑑定等の知識及び技術を有する者

(2) 鑑定官の選考基準

指掌紋、足こん跡若しくは写真の鑑定業務又は交通事故解析業務のうち、いずれかの業務の従事期間が通算して5年に達している者で、かつ、警察庁科学警察研究所法科学研修所の鑑定技術現任科又はこれと同等と担当課長が認める専科等を修了し、単独で鑑定等を行うことができる知識及び技術を有する者

3 第1項の指定は、本部長が鑑識鑑定官指定書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

（鑑識鑑定官の指定の解除）

第5条 担当課長は、鑑識鑑定官が長期疾病、心身の故障等によりその任務が遂行できないと認めるときは、その旨を本部長に報告するものとする。

2 本部長は、前項の報告を受けたときは、当該鑑識鑑定官の指定を解除するものとする。

3 前項による解除のほか、鑑識鑑定官が異動により他の所属へ配置換えになった場合又は退職等により離職した場合は、鑑識鑑定官の指定を解除したものとみなす。

4 鑑識鑑定官の指定を解除された場合において、第3条第2号の任務を行う必要が生じた場合は、これを遂行するものとする。

（担当課長の責務）

第6条 担当課長は、鑑識鑑定官に対し鑑定等の知識及び技術の向上並びに公判での対応に関する指導教養に努めるものとする。

- 2 担当課長は、鑑識鑑定官の種別ごとの鑑識鑑定官指定記録簿（別記様式第3号）を作成し、鑑識鑑定官の指定又は解除があった場合は、所定の事項を記録し、その経緯を明らかにしておくものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成13年12月26日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に鑑定等の業務に従事している職員で、当該従事期間が通算して5年に達している者は、当該5年を超える期間については、第4条第2項第1号に規定する鑑定官として業務に従事した期間とみなすことができる。